

京都府公共事業事後評価試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府が実施する公共事業のうち完了したものについて事後評価を行い、事業効果、良好な環境の形成等について確認を行い、必要に応じて適切な改善を検討するとともに、評価結果を同種事業の計画、調査等に反映することにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(事後評価の試行対象事業)

第2条 事後評価の試行対象事業は、府が実施する文化スポーツ部、農林水産部又は建設交通部所管に係る公共事業（災害復旧及び維持管理に係るものを除く。）で、事業完了後おおむね5年以内のものから選定するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、社会経済情勢の変化等により事後評価の必要があると認められる事業については、随時、事後評価を実施するものとする。

(事後評価の方法)

第3条 事後評価は、次に掲げる事項を検証することにより実施する。

- (1) 事業の効果
- (2) 事業により整備された施設の管理状況
- (3) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (4) 良好な環境の形成・保全・変化
- (5) 改善措置の必要性
- (6) 今後の課題等

(委員会)

第4条 事後評価の試行に当たって、客観性及び透明性を確保するため、京都府公共事業評価に係る第三者委員会の委員の意見を聴くものとする。

(結果の公表)

第5条 事後評価の内容等は、これを公表する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。